

山梨県出土品取扱要項

(目的)

第1条 発掘調査により出土した出土品の取扱いについては通知（平成9年8月13日付け庁保記第182号、文化庁次長から各都道府県教育長あて「出土品の取扱いについて」）に基づき、山梨県の地域性に考慮して山梨県出土品取扱要項を定める。

(取り扱いの基準)

第2条 出土品については、別表1の「出土品の取扱い区分基準」に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものに区分し、その区分に応じて保管・管理及びその他の取り扱いを行うこととする。

(区分の時期)

第3条 出土品の区分は、以下の3時期において、常に実施するものとする。

(1) 発掘調査時の区分

出土品は常に発掘調査時においては図化、写真等の記録の要不要の判断がされ、収納の要不要の判断もなされている。この場合、発掘担当者によって判断に差異が生じないように各種研修会などを通して統一を図り、できる限り複数の専門職員が判断するものとする。

(2) 整理時の区分

整理作業時においても、常に報告書に掲載、図化、写真撮影、写真掲載の判断がなされており、この場合も整理担当者により、判断に差が生じないように各種研修会などを通して統一を図り、できる限り複数の専門職員が判断するものとする。

(3) 譲与後の区分

出土品の監査終了後からは、譲与等の手続きが終了後していなければ、出土品の取扱区分を適応できない場合もあるので、あらかじめ出土品に関する諸手続を終了しておくものとする。

(出土品区分の実施主体)

第4条 出土品の区分は、譲与を受けた地方公共団体が主体となって、出土品に関する専門的知識を有する職員体制を整備して、客観的で公正な判断に努めるものとする。

(出土品の台帳整備)

第5条 保管場所、保管方法について区分し、出土品台帳等に記録するものとする。特に保管を要しない出土品については、処置後の取り扱いについて将来的な誤解の生じないように記録の完備を図り、廃棄する場合は当該各市町村の廃棄物条例との調整を図るものとする。

(区分の報告)

第6条 法第102条第1項の規定に基づいて出土品の監査を知事が実施するので、将来にわたり文化財として保存を要しないと地方公共団体が判断する場合には、出土品の監査機関と協議するなど総合的に判断し、この出土品の区分に関わる報告（第18号様式）を知事に提出するものとする。

(出土品取扱い協議)

第7条 出土品の取扱いについては、あらかじめ発掘調査を実施する準備段階から、発掘調査主体と土地所有者等で措置を定めておく必要があるため、土地所有者と発掘調査主体者及び当該市町村教育委員会との間で出土品の取扱いについて、あらかじめ協議して文書に定めておくものとする。

(出土品の活用)

第8条 出土品の活用は、博物館、埋蔵文化財センター等のいわゆる文化財関係施設に限るものではなく、社会教育施設、学校施設、民間の施設等を利用して、活用方法の拡大を図り、諸施設への貸出についても積極的に対応するものとする。近年発達を見た情報ネットワークなどを利用した活用方法についても配慮するものとする。

(譲与の促進)

第9条 出土品の保存・活用は、出土した土地を管轄する地方公共団体において、保管し、活用することが適切であるので、山梨県文化財保護条例第29条の6により、県が保有する必要があるもの以外は、譲与等の手続を進めるものとする。

(区分の例外)

第10条 国、県、市町村指定の史跡の出土品については、指定史跡が将来にわたって保存すべき歴史的遺産として土地とその上の遺構等を保存するものであるから、区分の例外とする。ただし、同一規格・多量出土品については、遺棄することなく保管方法を工夫するものとする。

附則 この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。